平成３０年（フ）第１３４号
京都市右京区嵯峨広沢南野町26番地　コーポ山内　202、前住所京都市西京区大枝東新林町３丁目７番地　29棟704号
債務者　西村美智子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１７８号
京都府八幡市橋本堂ケ原17番地の20
債務者　松本ひとみ
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２３３号
京都市北区衣笠東開キ町10番地　正倉ハイツ305号室、前住所京都府亀岡市篠町篠上北裏86番地　ハイツ山口104号
債務者　山西　　拓
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０１号
京都府八幡市男山長沢６番地１　信和ハイツ102、前住所京都府八幡市橋本狩尾１番地の417
債務者　山本由佳理
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１３号
京都市上京区下立売通千本東入田中町431番地　ディム33　２Ｆ　207号
債務者　久藤　康洋
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３４６号
京都府宇治市小倉町中畑49番地の606
債務者　松井　　梢
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２５３号
堺市中区深井清水町3482番地　ベルエール深井201号
債務者　横山つみき
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７４号
堺市堺区北田出井町３丁４番28号　ＭＴハウス110号
債務者　林　利江子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番11―402号、前住所大阪府羽曳野市野々上４丁目７番14号
債務者　田中　　勉
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２８０号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番11―402号、前住所大阪府羽曳野市野々上４丁目７番14号
債務者　田中　咲美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９８号
堺市美原区丹上479番地６
債務者　中田　悠将
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３１３号
堺市美原区太井549番地20
債務者　吉田　真弓
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３２０号
大阪府羽曳野市碓井４丁目11番５号
債務者　大野容志郎
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３３８号
堺市北区東雲東町２丁２番３―204号
債務者　大𠮷　健太
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３５０号
大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1301番地の２（201号）
債務者　下村　佑允
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４９号
高知市廿代町15番23号
債務者　杉本三佐子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５１号
高知市六泉寺町116番地12　六泉寺荘202号
債務者　鵜川　博司
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
高知地方裁判所破産係